

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-03-01		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	後天性免疫不全症候群予防対策事業費		部課名	健康部保健予防課	課長名	尾本		
			担当者名	大谷	内線	430		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-02-01		後天性免疫不全症候群予防対策事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 元	（ 1989 ）	年度	根拠	感染症予防法、特定感染症予防指針			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画	☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	02	健康危機管理体制の整備					
目的	後天性免疫不全症候群（エイズ）に関する不安に対応するため、正しい知識による確かな予防法の普及・相談窓口の開設、必要に応じて検査を実施する。また、エイズのまん延防止と患者・感染者に対する偏見の無い社会を実現するため、正しい知識の普及・啓発活動として講演会等を開催し、エイズ予防の重要性を訴える。							
対象者等	区民							
内容	正しい知識の普及 ・ 中学校生徒等を対象にした健康教育 ・ 依頼による健康講座への講師派遣 ・ パンフレットの配布及びあらかわ区報掲載による区民への周知 ・ 電話相談（エイズ専用電話）・来所相談 ・ エイズ及び性感染症健康相談（匿名による検査を含む）月1回保健所にて実施							
経過	・ 平成8年に普及・啓発活動事業として、映画会・朗読劇を行った。 ・ 平成11年4月1日の法律改正に伴い、エイズ健康相談と性感染症相談の同時実施を開始。 ・ 平成11年度からは、若年層を対象に、小中学校・専門学校・大学等に働きかけ、講師派遣によるエイズ予防講演会等を開催。平成13～15年度は中学生を対象に実施。 ・ 平成16年度は、区立小中学校の養護教諭を対象に講演会を実施。 ・ 平成17年度、18年度は、区立中学校5校で講演会を実施。 ・ 平成19年度から22年度は、区立中学校5校及び都立竹台高校で講演会を実施。 ・ 平成23年度から区立中学校5校で講演会を実施。 ・ 平成29年4月からH I V検査時、希望者に梅毒検査を実施。							
必要性	エイズ患者及びH I V感染者は増加の傾向にある。エイズのまん延防止と患者・感染者に対する偏見を無くすためには、様々な普及・啓発活動の必要性は高い。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） H I V検査の採血及び問診は保健所直営で実施しているが、検体検査は健康安全研究センターに依頼している。なお、検査手数料については感染症予防対策費で執行している。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	中学生等対象エイズ教育講演会（回）	5	0	3	5	5	区立中学校10校を2年に1回実施している。
	②	中学生等対象エイズ教育講演会参加者数（人）	568	0	287	550	600	
③	区報掲載数（回）	2	2	1	2	2		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
継続		継続		国の法定事務であり、エイズ患者及びH I V感染者の発生減少を目的とする事業であるため継続して実施する。				

(単位：千円)問題点・課題

問題点・課題

エイズ及びHIV感染者は年々増加しており、エイズ及びHIVに関する基本的な知識の普及や、陽性者への理解を深めるような支援を行う観点から、学校や職場、若者層から高齢者層等、幅広い対象に向けての普及啓発に取り組む必要がある。

更に保健所等の無料・匿名HIV抗体検査及び相談を一層積極的に推進していくことが重要である。

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	エイズ及び性感染症に関する正しい知識の普及・啓発活動を継続して幅広い年齢層に対し発信する。健康教育（講演会）は実施する。	感染拡大により実施中学校を減らし、学生にHIV検査や性感染症予防の健康教育を実施。ポスター・区報掲載等で区民への周知を図った。	継続して、幅広い年齢層に向けて、エイズ及び性感染症に対する正しい知識の普及・啓発活動を発信していく。
②			
③			
他 施 状 況 （要 旨）	（実施 22 区 全都的に実施。	未実施 0 区	不明 0 区）

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-03-02		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	感染症予防対策費		部課名	健康部保健予防課		課長名	尾本	
			担当者名	大谷		内線	430	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-03-01	感染症予防対策費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 11	（ 1999 ）	年度	根拠	感染症予防法律 5 3 条			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	02	健康危機管理体制の整備					
目的	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し、必要な措置をとることにより感染症の発生予防及びまん延の防止を図る。							
対象者等	感染症にり患した、あるいは患した恐れのあるもの（区内医療機関より届出があったものについては、勧告保健所又は届出所在地保健所として、手続きを行う。）							
内容	感染症の発生予防及びまん延防止に必要な調査・措置指導を人権に配慮して実施。 （検査内容） ・ 緊急肝炎ウイルス検査事業、H I V検査、クラミジア抗体検査、梅毒検査、疫学調査の際に採取した検体の検査。 （検体搬送手段） ・ バイク便を活用（H I V検査、クラミジア抗体検査、梅毒検査の検体は職員が直接搬送を行っている。） （患者の移送） ・ 結核等感染症患者を移送するため、委託契約を締結し民間移送業者を活用。 ※新型コロナウイルス感染症については「新型コロナウイルス感染症対策事業費」（生活衛生課）を参照							
経過	・ 平成11年4月1日 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行に伴い、伝染病予防法・性病予防法・エイズ予防法が廃止された。 ・ 平成11年4月1日 荒川区感染症審査協議会条例施行。 ・ 平成17年3月より、小児感染症の情報発信として、定点医療機関からの報告を基に感染症発生情報をホームページで公開し、保育園、小・中学校、医師会等にはポスターで発信している。 ・ 平成29年4月よりH I V検査時に希望者に梅毒検査を実施。							
必要性	感染症の予防・まん延防止は区民の健康的な生活の基本的要件であるため、調査・検査等の実施により感染拡大防止の必要性は高い。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） H I V検査、クラミジア抗体検査、梅毒検査、積極的疫学調査での問診・検体採取等は保健所で実施し、検体検査、緊急肝炎ウイルス検査、バイク便、患者移送は外部委託している。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	感染症連絡会の開催（回）	1	1	0	1	1	今後の新設箇所も配信対象とする。
	②	小児感染症発生情報配信（か所）	86	86	86	86	86	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
継続		継続		国の法定事務である。様々な感染症のまん延防止対策の事業であるため、継続して実施する。				

(単位：千円)

行政コスト計算書

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策

①

施状況

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-03-03		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	新型インフルエンザ等対策事業費		部課名	健康部保健予防課		課長名	尾本
			担当者名	野沢・高森		内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	02-01-01	新型インフルエンザ等対策事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠	新型インフルエンザ等対策特別措置法		
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	02	健康危機管理体制の整備				
目的	新型インフルエンザ等が発生した場合に区民の生命を守る。						
対象者等	区民						
内容	・区報・ホームページ・チラシ・ポスター等によりインフルエンザの注意喚起を行う。 ・講演会開催により新型インフルエンザ等対策の周知啓発を行う。 ・インフルエンザ区独自定点（5医療機関）の報告等に基づきインフルエンザの発生状況をいち早く探知して対策を図る。 ・対応訓練用及び医療用資器材の充実を図る。						
経過	平成21年4月、インフルエンザ（H1N1）2009がメキシコで発生 ・感染拡大防止のため検体搬送の実施、相談専用電話の設置 ・第3回定例会において、新型インフルエンザワクチン予防接種費用助成事業「補正予算」（230,447千円）を上程10月可決、11月から接種・助成開始、3月末日を以って助成終了〔接種費用助成者数20,556人（23.8%）〕 平成23年3月31日新型インフルエンザ（A/H1N1）は季節性インフルエンザとしての扱い 平成24年5月新型インフルエンザ等対策特別措置法制定（平成25年4月施行） 平成25年3月21日荒川区新型インフルエンザ等対策本部条例制定 ※総務企画課 平成26年10月荒川区新型インフルエンザ等対策行動計画を策定 平成28年度より荒川区新型インフルエンザ等感染症対策推進協議会開催						
必要性	新型インフルエンザ（H5N1型）における荒川区の被害想定では、区民の約30%の62,000人が感染し、感染者のうち230人が死亡すると推計されている。区民の生命を守るための準備を含めた対策は必要不可欠である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	① 講演会開催（回）	2	2	0	2	2	学校・保育園・福祉事業者、医療関係者向各1回
	② 課・所訓練（シミュレーション）（回）	1	1	1	1	1	
③ リーフレット・区報特集号発行（回）	1	1	0	1	1	平時はホームページ等で情報提供	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度		4年度					
継続		継続		国の法定事務である。新型インフルエンザ等のまん延防止対策の事業であるため、継続して実施する。			

(単位：千円)

行政コスト計算書

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策

①

③

按位

他区の寒
施状況

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-03-04		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	結核検診		部課名	健康部保健予防課		課長名	尾本	
			担当者名	塩野		内線	430	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-01-01		結核検診					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 50	（ 1975 ）	年度	根拠	感染症予防法第17条			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	02	健康危機管理体制の整備					
目的	結核の発生率の高い地域や、日本語学校就学生、患者の同居者・接触者を重点的に検診することにより結核のまん延を防止し、荒川区全体のり患率を減少させる目的で実施する。							
対象者等	①区内にある日本語学校就学生（6校1フリースクール） ②簡易宿泊所等に宿泊する者 ③患者の家族及び患者と接触があった者							
内容	①区内にある日本語学校就学生（6校1フリースクール）：結核り患率が高い国の学生が多い日本語学校学生の胸部X線撮影を検診車により実施する。 ②簡易宿泊所等に宿泊する者：即時診断結果の判定が可能なCR検診車を使用して城北福祉センター分館及び簡易宿泊所近隣にて、胸部X線撮影（CR）及び健康相談を年1回実施する。 ③患者の家族及び患者と接触があった者：結核患者が発生した場合、対象者を特定し、必要な検査を保健所で実施する。対象者が多い場合は、検診車で胸部X線撮影を実施する。また、他区等からの依頼によっても実施する。							
経過	- 平成11年度 結核検診は業態者検診と統一を図り、城北福祉センター分館実施時には簡易宿泊所に勤務する者を、荒川区保健所実施時には理容・美容・クリーニング業に従事する者を合同で実施した。 - 平成15年度 結核検診、日本語学校検診、患者家族・接触者健診の3事業を統合し、より効果的な検診体制を構築した。 - 平成16年度 業態者検診は廃止した。 - 平成17年度 一般区民の検診は廃止。日本語学校検診を年2回に、第二種宿泊施設入所時検診を新たに実施し、ハイリスク検診を強化した。 - 平成30年度、学校法人の日本語学校（1校2キャンパス）は、学校独自の検診を実施することとなった。 - 令和2年度、新型コロナウイルス感染症拡大により規模を縮小して実施 日本語学校検診1回（10月）延べ受診者数40人、ハイリスク検診は中止							
必要性	結核のまん延防止のために重要である。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） ①②対象者－X線検診車、CR検診車の配車及び読影を委託して実施。 ③対象者－検査業務の一部を外部医療機関に委託して実施。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	日本語学校検診率（%）	93.2	95.4	88.9	100	100	受診者／対象者
	②	ハイリスク検診（人）	35	17	0	100	100	受診数
	③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度	4年度							
継続		継続		結核のまん延防止のため必要な検診であり、結核り患率減少を目的とする事業であるため、継続して実施する。				

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額
	行政費用	給与と関係費	11,068	7,192	▲ 3,876	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	2,196	1,097	▲ 1,099		国庫支出金	2,886	1,957	▲ 929
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	305	305		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	2,886	1,957	▲ 929
		賞与・退職給与引当金繰入額	1,926	976	▲ 950		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 12,304	▲ 7,613	4,691
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	15,190	9,570	▲ 5,620		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 12,304	▲ 7,613	4,691
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 12,304	▲ 7,613	4,691			

備考

主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。物件費の主なものは、接触者検診等の検診に要した経費である。

問題点・課題

区内に結核の発生が高いとされる地域があることから、全国や東京都に比べり患率が高い。そのため重症結核や結核死患者の接触者検診は重要である。結核発生のあった特定の簡易宿泊所における宿泊者等の検診においては、ハイリスクとされる対象者を把握するのが課題である。

り患率（平成30年：全国12.3 東京都14.3 荒川18.0 令和元年：全国11.5 東京都13.0 荒川17.1）
（り患率：人口10万人に対する新登録結核患者数）

問題点・課題の改善策

令和2年度に取り組む 具体的な改善内容				令和2年度に実施した 改善内容および評価				令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容				
①	日本語学校独自での検診実施を相手 方と継続して協議する。			日本語学校独自での検診実施を相手 方と継続して協議を進めた。				日本語学校独自での検診実施につ いて相手方と継続して協議をす る。				
②												
③												
他 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（ 実施		22	区	未実施		0	区	不明		0	区 ）

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-03-05		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	患者管理		部課名	健康部保健予防課		課長名	尾本	
			担当者名	杉澤		内線	430	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-02-01		患者管理					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 50	（ 1975 ）	年度	根拠	感染症予防法第53条の12、13、15			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	I 生涯健康都市						
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現						
	施策	02 健康危機管理体制の整備						
目的	結核患者及び治療終了者について病状を把握し、適切な患者管理を実施する。また、結核の治療中断は再発や集団感染、薬剤耐性結核の出現など深刻な事態を引き起こすため、結核登録者の病状を把握管理することにより再発を早期に発見し治療につなげる。							
対象者等	①結核患者及び治療終了者（公費負担制度、管理検診制度により保健所で病状が把握されている者は除く）②治療中断や治療終了で医療機関を受診していない者。							
内容	新規対象者で医療費の公費負担申請が出されていない者、公費負担承認期間終了後に再申請を行わなかった者の病状について、医療機関等に照会する。また、治療中断や治療終了で医療機関を受診をしていない者を対象に、随時必要な検査を実施する。その他治療中の患者に対し、服薬支援を行う。							
経過	・平成15年度、結核定期病状調査と管理検診を統合して患者管理事業とする。平成16年度から保健所DOTS（直接服薬支援）を開始。 ・平成19年4月、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が改正され、結核が同法二類感染症に追加されたことに伴い結核予防法が廃止された。 ・平成23年5月、国の「結核に関する特定感染症予防指針」が改正され、その内容の1つに「DOTS支援の一層の推進」と掲げられた。 ・平成24年7月、東京都結核予防推進プラン2012策定。目標に、全結核患者に対するDOTS実施率95%以上、LTBI治療開始者のうち治療完了者割合85%以上、治療失敗・脱落率5%以下、結核患者再治療割合7%以下、コホート判定の結果が判定不能の割合5%以下等と掲げられた。							
必要性	治療中断や再発を防止するには、患者管理を確実にすることが必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） ① 結核定期病状調査を各医療機関に発送し病状把握する。（医療機関に対し3,000円の手数料） ② 所内での検査が原則だが、患者の利便性を考慮して検査委託も行っている。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	喀痰塗抹陽性初回失敗脱落割合（%）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	結核患者の治療失敗・脱落率 ※年単位
	②	DOTS実施率（%）	100	100	100	100	100	DOTS実施数／結核患者数 ※年単位
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続		継続	国の法定事務である。結核り患率減少を目的とする事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		1,182	1,218	1,237	1,237	1,237	1,230	1,208
決算額（3年度は見込み）		702	676	694	670	601	948	1,208
実績 の 推 移	事項名（3年度は見込み）	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	定期病状調査報告数	153	142	155	155	147	133	290
	管理検診受診者数	100	71	77	74	77	56	120

予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	レントゲン作成提供料	1	報償費	レントゲン作成提供料	4	報償費	レントゲン作成提供料	16
需用費	消耗品等	66	需用費	消耗品等	155	需用費	消耗品等	168
役務費	郵便料、報告手数料	533	役務費	郵便料、報告手数料	789	役務費	郵便料、報告手数料	980
委託料	検査委託	0	委託料	検査委託	0	委託料	検査委託	44

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			元年度	2年度	差額	勘定科目			元年度	2年度	差額
	行政費用	給与と関係費	12,627	6,365	▲ 6,262	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	600	944	344		国庫支出金	7	87	80		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	1	4	3		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	7	87	80		
		賞与・退職給与と引当金繰入額	2,197	864	▲ 1,333		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 15,418	▲ 8,090	7,328		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
		行政費用合計(b)	15,425	8,177	▲ 7,248		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 15,418	▲ 8,090	7,328		
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 15,418	▲ 8,090	7,328				

備考	主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。給与関係費が減少したが、物件費は増加している。物件費は、主に消耗品購入の一般需用費と役務費である。
----	---

問	都内でも住所不定者や外国人患者割合が年々増加傾向しているため、当区でもより丁寧な患者管理を行う必要がある。
---	---

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	増加する外国人患者に対して通訳アプリ等を使用するなどしてスムーズな面接を行い、より丁寧な患者管理を行う。	外国人患者に対して通訳アプリやタブレット等を使用するなどして、理解を深めるような面接を行った。	増加する外国人患者に対して、通訳アプリやタブレットを使用してスムーズな面接を行うことでより丁寧な患者管理を行う。
②			
③			

他区の実 施状況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会議 況（要旨）			

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-03-06		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	感染症診査協議会（結核部会）		部課名	健康部保健予防課		課長名	尾本	
			担当者名	杉澤		内線	430	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）		01-02-02	感染症診査協議会（結核部会）					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 19	（ 2007 ）	年度	根拠	感染症予防法第18条, 19条, 20条, 24条, 37条, 37条			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）	年度	法令等	の2		
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	02	健康危機管理体制の整備					
目的	入院勧告・就業制限の報告及び入院勧告の延長の診査等や医療費公費負担申請の医療内容に基づき公費負担等の適否についての診査を実施するため、感染症診査協議会（結核部会）を開催する。							
対象者等	結核患者							
内容	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症予防法）第18条の就業制限、同法第19条・20条の入院の勧告・措置・延長並びに37条の2の公費負担申請内容の適否について保健所長の諮問に応じ審議する。診査協議会での審議の結果、入院延長勧告（措置）書、公費負担決定通知書、患者票を発行する。							
経過	・平成17年4月1日施行の改正に伴い、委員構成が改正された。委員は3人以上、うち過半数は結核医療従事者。医療以外の学識経験を有する者も任命することとなり、関係行政庁の職員のうちから任命された委員は削除された。 ・平成19年4月、感染症予防法の改正に伴い、結核が同法二類感染症に追加され、結核予防法が廃止となった。これに伴い、結核診査協議会は廃止となり、感染症診査協議会における結核部会へ変更となった。							
必要性	結核患者が適正な医療費公費負担制度を受けるために、必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 原則毎月2回開催する。 保健所長、所内医師、保健師、事務担当が事務局として出席する。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	承認件数	164	125	133	141	180	診査予定件数（件）
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続	継続	国の法定事務である。入院の勧告・措置・延長並びに公費負担申請内容の適否について審議する事業であるため、継続して実施する。						

(単位：千円)

問題点・課題

主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。補助対象事業ではないため、行政収入は発生していない。

平成19年4月から法改正により72時間以内に入院延長勧告の診査協議会への意見聴取を行うことが必要になった。その場合は、委員全員にFAXを送り、迅速診査会を行っている。72時間以内の手続きが必要となるため、休日前・休日中等の意見聴取については、引き続き連絡体制を確実なものにしていく必要がある。

問題点・課題の改善策

施狀況

議 会 質 問 状 況
(要 旨)

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-03-07		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	医療扶助		部課名	健康部保健予防課		課長名	尾本	
			担当者名	塩野		内線	430	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-02-03		医療扶助					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 50	（ 1975 ）	年度	根拠	感染症予防法第40条			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	02	健康危機管理体制の整備					
目的	患者の病状悪化防止、同居者等への感染防止のための適正な医療の普及と患者等の経済的負担の軽減を図る。							
対象者等	結核医療費公費負担申請承認者 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症予防法）第37条による入院患者、同法37条の2による結核患者。							
内容	感染症予防法による医療費公費負担制度で、同法第37条の入院勧告患者に対する公費負担と同法37条の2の一般患者に対する公費負担がある。同法37条に基づく医療費は、各種医療保険が適用された残りの全額を公費負担する。同法37条の2に基づく医療費は、公費負担対象医療費のうち5%が自己負担分、残り95%のうち各種医療保険が適用された残りを公費負担する。							
経過	平成19年4月から、感染症予防法に結核が追加され、結核予防法は廃止となった。							
必要性	感染症予防法による医療費公費負担制度であり、必要性は高い。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 社会保険診療報酬支払基金及び東京都国民健康保険団体連合会に委託し、各指定医療機関に支払をする。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	第37条の2受診件数	684	506	569	595	587	3～2月診療分 目標値は3か年平均
	②	第37条受診件数	89	55	52	75	66	3～2月診療分 目標値は3か年平均
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
継続		継続		国の法定事務である。患者の病状悪化防止、同居者等への感染防止のための適正な医療の普及と患者等の経済的負担の軽減を図る事業であるため、継続して実施する。				

[illegible]

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			元年度	2年度	差額	勘定科目			元年度	2年度	差額
	行政費用	給与と関係費	357	442	85	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	39	43	4		国庫支出金	11,590	11,224	▲ 366		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	12,588	11,551	▲ 1,037		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	198	2,384	2,186		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	4	0	▲ 4		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	11,594	11,224	▲ 370			
		賞与・退職給与引当金繰入額	62	60	▲ 2	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,650	▲ 3,256	▲ 1,606			
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0			
		行政費用合計(b)	13,244	14,480	1,236	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,650	▲ 3,256	▲ 1,606			
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,650	▲ 3,256	▲ 1,606					

備考	主に結核の治療に要した扶助費が行政費用の多くを占めている。補助費等は前年の補助金の超過交付分返還金である。
----	---

問題点	医療費を公費負担する際には「医療費公費負担申請書」及び「年間所得税額」を証明する書類が必要であり、これに基づき、診査会（毎月2回）にかけなければならない。しかしながら、患者が単身者の場合は、入院中などの理由から申請書の提出が遅れる場合もありうる。見込値での申請、交付決定・確定に対し、実績が少なかったため。
-----	---

問題点・課題の改善策

問題点		課題の改善策	
	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	個人番号をどのように確認することができるか、検討する。	個人番号をどのように確認することができるか、検討した。	患者が単身者かつ入院中などの場合における申請のあり方について検討する。
②			
③			
実施状況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
状況(要旨)	議会の質問状		

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-03-08		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	育成医療給付		部課名	健康部保健予防課		課長名	尾本	
			担当者名	塩野		内線	430	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-05-04		育成医療給付					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 12	（ 2000 ）	年度	根拠	障害者総合支援法第52～58条、障害者総合支援			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	法施行令第27～35条等			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	06	小児医療の充実					
目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の規定により、身体に障害のある児童に対し指定自立支援医療機関において、生活能力を得るために必要な医療の支給を行う。							
対象者等	保護者が荒川区に住所を有する18歳未満の児童で、身体障害者福祉法の規定による身体上の障害を有する者又は現存する疾患が、当該障害又は疾患にかかる医療を行わないときは、将来において同程度の障害を残すと認められる者であって、確実な治療の効果が期待できる者。							
内容	（申請方法等） 育成医療を受ける者の保護者が申請書、医療意見書、世帯調書、所得税額証明書等を提出する。給付を決定した場合は、支給（変更）認定通知書、受給者証、自己負担上限額管理票を保護者に交付する。 （給付の内容） 指定医療機関での診察・薬剤又は治療材料・治療用補装具の支給、医学的処置・手術及びその他の治療並びに施術、居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護（訪問看護）、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護、移送。給付対象の児童が医療保険各法の被扶養者等である場合、医療保険各法による給付が優先し、その残額から自己負担額を控除した額を育成医療で給付する。また、育成医療の給付額が高額療養費制度に該当する場合は、その限度額から自己負担額を控除した残額を育成医療で給付する。指定医療機関は、育成医療の支給に要する費用のうち、1割相当額を保護者から徴収する。保護者の区民税額・所得及び患者の障害等により負担限度あり。							
経過	平成11年度までは東京都が内容の審査、認定、医療券の交付、給付事務を行い、保健所は申請書の受理、東京都への進達事務を行っていた。平成12年度から都区制度改革により、審査・認定・受給者証の交付・医療の給付事務は区で行うようになった。 平成25年度から都道府県並びに指定都市及び中核市が処理する育成医療に係る自立支援医療費の支給認定及び自立支援医療費の支給等の事務が全ての市町村へ委譲されたため、都区制度改革に基づき実施していた形から、区が実施主体として行う事務へと変更になった。							
必要性	障害を抱えている子どもたちが必要かつ効果的な治療を受けることで、生活能力を取得し、自立した生活が可能となるように支援することが求められている。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	自立支援（育成医療）認定者	10	9	1	9	10	
	②							
	③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続		継続	身体に障害のある児童等の自立支援を目的とする事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額			1,918	2,067	2,766	2,611	2,067	2,067	1,340
決算額（3年度は見込み）			1,359	667	1,964	2,392	1,383	582	1,340
実績 の 推 移	事項名（3年度は見込み）		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	申請件数		9	9	10	10	9	1	9
予算・決算の内訳									
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	消耗品	0	需用費	消耗品	0	需用費	消耗品	1	
委託料	事務費	1	委託料	事務費	0	委託料	事務費	2	
扶助費	医療費	1,382	扶助費	医療費	276	扶助費	医療費	1,337	
			償還金	補助金返還	305				

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			元年度	2年度	差額	勘定科目			元年度	2年度	差額
	行政費用	給与と関係費	357	442	85	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	1	1	0		国庫支出金	1,071	691	▲ 380		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	345	69	▲ 276		
		扶助費	1,382	276	▲ 1,106		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	0	305	305		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	1	1		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	1,416	761	▲ 655			
		賞与・退職給与引当金繰入額	62	60	▲ 2	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 386	▲ 323	63			
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0			
	行政費用合計(b)	1,802	1,084	▲ 718	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 386	▲ 323	63				
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 386	▲ 323	63				

備 考	申請件数の減により扶助費が減少している。補助費等は、前年の補助金の超過交付分返還金である。行政収入のその他1千円は、診療報酬の返還金である。
--------	--

問題点・課題	育成医療の申請は、所得制限の導入、自己負担限度額の設定等、件数に比して受付説明・処理事務が煩雑になっている。 区においては、平成19年4月より生まれてから中学校3学年修了までの子どもを対象に、入院、通院に関わらず医療保険適用の自己負担分を助成する「子ども医療助成事業」を開始したことにより、「育成医療」より「子ども医療助成事業」を選択する対象者が増加しているのではと推測されるため、育成医療の認知度が低い。
--------	---

問題点・課題の改善策

令和2年度に取り組む 具体的な改善内容				令和2年度に実施した 改善内容および評価				令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	子ども医療助成等、他の助成制度との関係を必要に応じて説明をし、子どもの医療費に係る区民の理解を高める。			子ども医療助成等、他の助成制度との関係を必要に応じて説明をし、子どもの医療費に係る理解を高めた。				引き続き、必要に応じて子ども医療助成等、他の助成制度との関係を説明し、子どもの医療費に係る区民の理解を高めていく。			
②											
③											
実施状況 (要旨)	他区の実況	(実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区)	
	議会質問状										

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード		09-03-09		戦略プラン		☐ 協働		☐ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		療育医療給付		部課名		健康部保健予防課		課長名		尾本			
				担当者名		杉澤		内線		430			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）		01-05-03		療育医療給付									
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業					
開始年度		平成 12（ 2000 ）年度		根拠		児童福祉法20条							
終期設定		☐ 有 ☒ 無		（ ）年度		法令等							
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画		☒ 非計画	
行政評価事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市							
		政策		03		子育てしやすいまちの形成							
		施策		06		小児医療の充実							
目的		骨関節結核及びその他の結核にかかっている児童に対し指定医療機関に入院させて専門的な医療の給付を行うとともに、この間の療養生活に必要な日用品と学校教育を受けるに必要な学用品の給付を行う。											
対象者等		保護者が荒川区に住所を有する18歳未満の児童で、骨関節結核及びその他の結核にかかっている者のうち、その治療のため医師が入院を認めた者。											
内容		（申請方法） 療育給付を受ける児童の保護者が申請書・意見書・世帯調書・所得税額証明書等を提出する。内容を審査のうえ給付を決定したときは、医療券を保護者に交付し、必要事項を指定療育機関に通知する。 （給付内容） 指定療育機関における入院医療並びに日用品（療養生活に必要な物品）及び学用品（就学児童に対して必要な物品）の給付。療育医療を受ける児童が、感染症法第37条、第37条の2による承認患者である場合及び医療保険各法による被扶養者等である場合は、それぞれ感染症法及び医療保険各法が優先する。したがって、これらの法律による給付の残額を療育給付で給付する。また、感染症法の適用がない期間については、療育給付額が高額療養費制度に該当する場合はその限度額まで療養給付の給付額になる。療育に要する経費のうち、徴収基準額により算出した額を保護者から徴収する。但し、荒川区乳児医療券該当者については摘要額まで荒川区で負担する。											
経過		平成11年度までは、東京都が内容を審査、認定、医療券の交付、給付事務を行い、保健所は申請受付、東京都への進達事務を行っていた。 平成12年度からは、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき区に事業が移行されたため、審査・認定・医療券の交付・医療の給付事務も区で行うようになった。											
必要性		結核にり患している児童が入院した場合、適切な医療サービスを受けさせ、保護者の経済的な負担を軽減することが求められている。											
実施方法		☐ （1直営） ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員）											
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)					
	①	申請件数	0	0	0	0	1	実績及び推計数値					
	②												
③													
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
3年度		4年度											
継続		継続		結核り患児童の入院費用等を助成する事業であるため、継続して実施する。									

(単位：千円)

問題点・課題

主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。申請がなかったことにより、扶助費等は発生しない。

特別区に事務移管されたが、平成12年度から令和2年度まで実績がない。また、都から移管された療育指定医療機関の指定事務も国の法定事務であり、区に裁量の余地は少ない。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	荒川区にて実績が出た場合は適切に対応する。また、新たに区の事務となる療育指定医療機関の指定も迅速に対応する。	令和2年度において実績なし。	実績が出た場合は適切に対応するとともに、療育指定医療機関の指定についても迅速に対応する。
②			
③			
他 状況 の実 況 （要 質 問 状 ）	（実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区）

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-03-10		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	無保険者等の健康診査		部課名	健康部保健予防課		課長名	尾本	
			担当者名	中嶋		内線	416	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-02-01	無保険者等の健康診査						
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠	健康増進法第19条の2			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	01	青壮年期の健康増進					
目的	健康診査の実施により、糖尿病等の生活習慣病のリスクを早期に発見し、生活習慣改善のための保健指導や早期治療に結びつけることにより、区民の健康保持と生活習慣病予防に資することを目的とする。							
対象者等	【健康診査】40歳以上の区民のうち、生活保護受給者など、健康保険に加入していない区民 【保健指導】上記健康診査等受診者で、健診結果数値が国の定める基準に該当する者 【国保ベース集合契約 上乗せ健診】40歳以上の区民のうち、社会保険加入者家族等							
内容	【健康診査】 実施方法 荒川区医師会に委託し、7～11月まで実施。検査項目は下記のとおり。 基本項目 問診、身体測定、血圧測定、診察、血液検査（肝機能、血糖、脂質）、尿検査 詳細項目 心電図、貧血検査、眼底検査、血清クレアチニン検査、eGFR 上乗せ項目 胸部エックス線、尿酸検査、眼圧検査、白血球数、血小板数 【保健指導】 実施方法 民間の事業者に委託し、国の定める基準に準じて、10月頃から実施。 【国保ベース集合契約 上乗せ健診】 実施方法 各保険者が行う、基本項目、詳細項目のほかに、荒川区独自の上乗せ項目について、荒川区医師会に委託し、10月～翌年3月まで実施。							
経過	昭和58年度 老人保健法に基づく基本健康診査として実施。 平成20年度 医療制度改革により、各医療保険者が被保険者に対して健診を実施する特定健診制度が開始された。無保険者を対象とした健診については、健康増進法に位置づけられ、同年度より特定健診に準じた内容で実施。特定保健指導に準じた保健指導も実施する。 平成21年度 社保加入者家族等への上乗せ健診を実施。 平成26年度 健診項目にeGFRを追加 平成29年度 特定健診・保健指導システムの更改、上乗せ項目について、実施開始月を「12月」から「10月」に改める。 平成30年度 血清クレアチニン検査を詳細項目に改める。							
必要性	健康増進法により、区市町村が行うよう努める健診として定められたものであるとともに、区民ニーズの高い事業でもあるため実施する必要がある。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 健診については荒川区医師会に、保健指導については民間の保健指導事業者に委託して実施する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	健診受診率(%)	30.4	31.4	30.0	30.0	49	見込み、目標値については、第三期実施計画の指標に準じる。
	②	特定保健指導利用率(%)	7.6	7.6	15.4	15.4	24	見込み、目標値については、第三期実施計画の指標に準じる。
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度	4年度							
継続	継続	区民の健康保持と生活習慣病予防を進める事業であるため、継続して実施する。						

(単位：千円)									
予算・決算額等の推移			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額			28,231	28,212	28,638	27,940	24,532	26,739	25,684
決算額（3年度は見込み）			25,914	24,928	25,388	25,095	23,832	23,889	25,684
実績 の 推 移	事項名（3年度は見込み）		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	健診受診者数（無保険者）		1,613	1,563	1,612	1,583	1,486	1,471	1,471
	保健指導利用者数		12	17	8	8	9	14	14
	社保家族等上乘せ健診		732	682	632	585	567	572	572
予算・決算の内訳									
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	受診票等印刷	167	需用費	受診票等印刷	115	需用費	受診票等印刷	333	
役務費	受診券郵送	267	役務費	受診券郵送	276	役務費	受診券郵送	320	
委託料	医師会等委託料	23,397	委託料	医師会等委託料	23,498	委託料	医師会等委託料	25,031	

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			元年度	2年度	差額	勘定科目			元年度	2年度	差額
	行政費用	給与と関係費	8,708	10,609	1,901	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	23,832	23,889	57		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	9,543	10,482	939		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	9,543	10,482	939		
		賞与・退職給与と引当金繰入額	1,515	1,440	▲ 75		行政収支差額(a) - (b) = (c)	▲ 24,512	▲ 25,456	▲ 944		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
行政費用合計(b)	34,055	35,938	1,883	通常収支差額(c) + (d) = (e)	▲ 24,512	▲ 25,456	▲ 944					
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0					
特別収支差額(f) - (g) = (h)	0	0	0	当期収支差額(e) + (h)	▲ 24,512	▲ 25,456	▲ 944					

備考	行政費用として、給与関係費が少ない一方、健康診査及び保健指導の業務の委託料が物件費として、多くかかっている。内訳は、令和元年度23,832千円、令和２年度23,889千円である。行政収入としては都補助金の収入で、令和元年度9,543千円、令和２年度10,482千円の収入があった。
----	--

問	健康診査・保健指導の受診率及び利用率向上のため、未受診者及び未利用者への受診勧奨及び利用の内容等を検討する必要がある。
---	---

問題点・課題の改善策

令和2年度に取り組む 具体的な改善内容			令和2年度に実施した 改善内容および評価			令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	ふれあい・ひろば館での実施、ICT面談を継続する。		ふれあい館・ひろば館での実施、ICT面談を継続した。			過去5年間の保健指導の内容を検証し、ITの活用を踏まえて、改めて委託業者を選定する。		
②	保健指導対象者へのお知らせ用のパンフレットの内容の充実を継続する。		保健指導対象者へのお知らせ用のパンフレットをA3見開き両面印刷からA4両面印刷にすること等により、さらに内容の充実を図った。			過去5年間の保健指導の内容を検証し、保健指導対象者へのお知らせ用のパンフレットを作成する。		
③	ケースワーカーによる対象者への受診及び受託業者による利用の勧奨等を継続する。		ケースワーカーによる対象者への受診及び受託業者による利用の勧奨等を実施した。			ケースワーカーによる対象者への受診、及び受託業者による利用の勧奨等を継続実施する。		
他 施 区 区 の 実 況 議 会 （ 要 旨 ） 質 問 状 況	（ 実施 22 区		未実施 0 区 不明			0 区 ）		

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-03-11		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	肝炎ウイルス検診		部課名	健康部保健予防課		課長名	尾本	
			担当者名	中嶋		内線	416	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-02-02		肝炎ウイルス検診					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 14	（ 2002 ）	年度	根拠	健康増進法第19条の2			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	01	青壮年期の健康増進					
目的	肝炎ウイルスに感染している者を早期に発見して治療等につなげることを目的とする。							
対象者等	40歳以上の区民で、過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない者							
内容	1実施方法 荒川区医師会に委託して実施。高齢者医療確保法に基づく特定健診等の受診者に実施する。 2実施時期 7～11月（特定健診等と同時実施） 3検査項目 B型肝炎ウイルス検査、C型肝炎ウイルス検査 4対象者 特定健診、国民健康保険健康診査、後期高齢者健診、無保険者の健診を受診する者のうち、過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない者。 5周知方法 特定健診等の案内（個別通知）の中に、健診受診時に肝炎ウイルス検診を受けることができる旨記載して周知する。							
経過	平成14年度 国のC型肝炎等緊急総合対策の一環として、国の肝炎ウイルス検診等実施要領に基づき、老人保健法に基づく基本健康診査の中で実施。（荒川区では直営の誕生日健診と医師会委託の基本健診の中で実施） 平成20年度 医療制度改革により、健康増進法の事業として位置づけられる。 平成22年度 肝炎ウイルス検診の受診履歴を受診券に表記できるよう健康情報システムの改修を行った。 平成23年度 特定健診等の受診券に、平成20年度以降の肝炎ウイルス検診の受診履歴を出力し、医療機関で確認できるようにした。 平成25年度 要綱改正により、検査内容が一部変更され、HCV抗原検査が廃止となった。 平成26年度 肝炎精密検査費用の助成が開始された。（10月20日から）							
必要性	肝炎ウイルスに感染している者を早期に発見して治療等につなげることを目的とする事業であり、必要性は高い。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 荒川区医師会に委託して実施する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	40歳以上の区民に対する実施率(%)	70.3	83.7	87.3	89.6	87.3	受診者累計数／40歳以上人口
	②	【参考】年度ごとの受診者数(人)	1,381	1,513	1,450	1,450	1,300	
③	【参考】受診者数累計(人)	51,233	52,746	54,196	55,646	62,763		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
継続		継続		肝炎ウイルスに感染している者を早期発見し、治療につなげる重要な事業であるため、継続して実施する。				

予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	受診券等印刷	44	需用費	受診券等印刷	46	需用費	受診券等印刷	80
役務費	郵送料	1	役務費	郵送料	1	役務費	郵送料	4
委託料	医師会委託料	4,928	委託料	医師会委託料	4,730	委託料	医師会委託料	5,288
その他償還金利子	健康増進法事業の都補助金の返還金	18						

備考	行政費用として、給与関係費が少ない一方、肝炎ウイルス検査の業務委託料が物件費として、多くかかっている。内訳は、令和元年度4,973千円、令和2年度4,777千円である。行政収入としては、都補助金として令和元年度3,288千円、令和2年度3,215千円の収入があった。
問題点・課題	肝炎ウイルス検査受診率向上のため、さらに広く医療機関と協力して周知する必要がある。

問題点・課題の改善策									
	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容			令和2年度に実施した 改善内容および評価			令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	受診率向上のため、医療機関と連携し、医療機関から未受診者への働きかけををさらに継続実施する。			受診率向上のため、医療機関と連携し、医療機関から未受診者への働きかけを継続実施した。			受診率向上のため医療機関と連携し、医療機関から未受診者への働きかけを継続実施する。		
②									
③									
他 施 区 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（実施 22 区			未実施 0 区			不明 0 区）		
議 会 質 問 状 況									

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-03-12		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	35～39歳健診		部課名	健康部保健予防課		課長名	尾本	
			担当者名	川上		内線	416	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-02-04	35～39歳健診						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	平成 24	（ 2012 ）	年度	根拠	健康増進法			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	01	青壮年期の健康増進					
目的	特定健診対象前の30歳代へ積極的に働きかけ、がん検診とともに生活習慣を見直すための健診を実施し、より早期からの生活習慣病の予防に力点を置き、区民の早世予防、健康寿命の延伸（介護予防）を図る。							
対象者等	区の胃がん検診対象（35歳以上）で40歳未満の方							
内容	健診日：毎月2回（原則として第2・4火曜日午前）実施する。 定員：65名 健診会場：がん予防健康づくりセンター1階及び地下1階 健診内容：胃がん検診と同時に生活習慣病予防健診を行う。【血圧測定、こころの健康スクリーニング、血液検査、体組成検査、肺機能検査（喫煙者のみ）、診察、保健指導、栄養指導】 結果：要治療に対し、結果説明日に来所を促す通知を行う。医師による結果説明や紹介状発行、保健師による生活習慣改善等の個別指導を行う。 異常なしと要指導者に対しては、結果を通知するとともに、生活習慣改善の情報提供を行う。							
経過	平成24年度	事業開始。						
	平成26年度	健診の質の向上を目指して、受診対象者となる働き盛り世代をターゲットにした「健康情報誌」をあらかじめNO!メタボチャレンジャー修了者と協働で作成し、当事業で活用を開始した。（平成28年度配布終了）						
	平成28年度	生活習慣改善の動機づけを、結果日の健康教育とグループワークから、問診時の面接における個別支援に変更している。						
	令和2年度	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を一時休止。						
必要性	30歳代は子育て中の人も多く、家庭で生活習慣を作っていく途上の世代である。また労働環境への不応等でうつ状態になることもある。本事業を機会に生活習慣を見直し、改善することで、その後のメタボリック症候群やうつ病の発症を予防する。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 対象者に胃がん検診の案内とともに、35～39歳健診の案内を郵送し、申込みを受け付ける。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	35～39歳健診受診者数（人）	1,216	1,072	0	700		毎月130人の予約とする。
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
改善・見直し		継続	検診時の感染予防を徹底し、事業継続ができるようにする。					

予算・決算額等の推移			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額			5,204	5,196	5,252	5,006	5,259	5,402	5,402
決算額（3年度は見込み）			3,804	4,462	4,740	4,436	4,316	322	5,402
実績 の 推 移	事項名（3年度は見込み）		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	35～39歳健診受診者数		1,277	1,262	1,211	1,216	1,072	0	700
予算・決算の内訳									
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
賃金	医師・看護師等	1,732	報償費	医師・看護師等	0	報償費	医師・看護師等	1,842	
需用費	検査用消耗品等	701	需用費	検査用消耗品等	112	需用費	検査用消耗品等	953	
役務費	募集案内等郵便料	1,130	役務費	募集案内等郵便料	13	役務費	募集案内等郵便料	1,264	
委託料	血液検査委託等	753	委託料	血液検査委託等	198	委託料	血液検査委託等	1,343	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額
	行政費用	給与関係費	2,177	4,394	2,217	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	4,316	322	▲ 3,994		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	379	596	217		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 6,872	▲ 5,312	1,560
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		6,872	5,312	▲ 1,560	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 6,872	▲ 5,312	1,560
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 6,872	▲ 5,312	1,560	

備考	新型コロナウイルス感染症の影響を受け健診を中止したため、行政費用の物件費減の主なものは、報償費と郵送料の減である。
----	---

問題点	40歳未満の働き盛り世代は、特定健診対象年齢外のため、職場以外の健診機会が少ない。40歳未満の若年世代から生活習慣病予防の意識を醸成し、改善つなげる必要があるが、現状の健診実施方法では受入人数に限界があるため、実施の検討が必要である。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	パンフレットについては、引き続き各社発行のものを比較検討し、ニーズにあったものを選定して配布する。	新型コロナウイルス感染拡大の影響により事業を休止したため、パンフレットの検討ができなかった。	パンフレットについては、引き続き各社発行のものを比較検討し、ニーズにあったものを選定する。
②	区内医療機関への委託などを検討し、40歳未満の世代の生活習慣病予防に寄与する。	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、事業を休止したため、施策の検討が進まなかった。	区内医療機関への委託などを検討し、40歳未満の世代の生活習慣病予防に寄与する。
③			

他 区 の 施 状 況	(実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区)			
	40歳未満の区民健診実施で、保健所の直営健診実施区は6区、保健所等区施設と医療機関併用が4区、医療機関・健診センターのみが、10区			

議 会 質 問 状
況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-03-13		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	受託健診		部課名	健康部保健予防課		課長名	尾本	
			担当者名	田中		内線	416	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）		01-03-01	受託健診					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 50（ 1975 ）年度	根拠	労働安全衛生法第66条					
終期設定	☒ 有 ☐ 無 令和 7（ 2025 ）年度	法令等						
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	01	青壮年期の健康増進					
目的	労働安全衛生法第66条に規定する定期健康診断の実施義務者等からの申し込みを受け、その従業員等に対する健康診断を実施する。							
対象者等	区内小規模企業（従業員数50名未満）の従業員、福祉施設の通所者等							
内容	1 検査項目（労働安全衛生法に規定する定期健康診断） 身体測定（BMI）、視力、聴力検査、血圧測定、問診、腹囲測定、診察（聴打診）、胸部エックス線検査、尿検査、貧血検査、白血球数、血糖検査、HbA1c（NGSP）、肝機能検査、血中脂質検査、心電図検査 2 実施回数 年間21回。平成31年度 区内小規模企業向け健診7回 福祉施設向け健診14回 申し込みは電話予約等。1回の予約人員は40名程度。 3 検査費用（使用料） 当日支払いとし、診断書料（手数料）は約1ヵ月後の診断書交付時に徴収する。							
経過	平成元年10月：労働安全衛生法規則改正が改正され、検査項目に聴力検査、血液検査、心電図検査を導入した。 平成11年1月：労働安全衛生法規則改正。糖尿病、高脂血症が増加する中で、生活習慣病の早期発見・早期予防のため、血糖検査、HDLコレステロール検査、BMI（体格指数）を導入した。 平成16年度：血液検査を民間検査機関に委託した。 平成20年度：特定健診の検査項目に合わせ、腹囲測定、総コレステロール検査に変わりLDLコレステロール検査を導入した。 平成22年度：受託検査システムの老朽化に伴い、更新を図った。 平成30年度：受託検査システムの老朽化に伴い、更新を図った。 平成31年度：新システムによる運用の開始。							
必要性	民間医療機関での実施が困難な障がい者通所施設の通所者等に対して実施する必要がある。							
実施方法	☐ 2一部委託（ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 血液検査の外部委託							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	① 受診者数（人）	598	575	72	630	0	受診者数/従業員者総数（統計調査）	
	② 受診率（%）	1.31	1.02	0.14	1.26	0		
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
改善・見直し	改善・見直し		引き続き調査検討を行い、事業の見直しを行う。					

(単位：千円)

問題点・課題

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	当センターでの効率的な運営を行うため、小規模企業については、民間医療機関での受診を案内する。	新型コロナウイルスの感染症拡大のため、小規模企業の健診は休止。民間医療機関での受診を案内、お願いした。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当センターの健診から民間医療機関での健診の案内を進めていく。
②	福祉施設と相談して、密を避けた安全な健診の実施方法を検討する。	新型コロナウイルスの感染症拡大のため、区立障がい者通所支援施設のみ健診を実施。	密を避けるため、時間調整や人数制限を検討し、安全に健診ができるようにする。
③	区民の安全確保のため、必要な備品等は予算をとり購入していく。	健診に必要な備品確認や在庫整理をした。	健診に必要な物品を確実に管理する。

議 会 質 問 状 況 (要 旨)

令和元年決算特別委員会 障害者の病気早期発見について

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-03-14		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	がん検診費		部課名	健康部保健予防課		課長名	尾本	
			担当者名	川上		内線	416	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）		01-04-01	がん検診費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 44（ 1969 ）年度		根拠	健康増進法第19条の2「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」通知				
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等					
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I 生涯健康都市						
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現						
	施策	01 青壮年期の健康増進						
目的	検診によりがんを早期に発見することで、死亡率を減少させる。また、がん予防について正しい知識を広め、区民の健康づくりを目的とする。							
対象者等	がん検診対象者 胃がん（X線）：35歳以上の区民、胃がん（内視鏡）：50歳以上で偶数年齢の区民、肺がん・大腸がん：40歳以上の区民、子宮頸がん：20歳以上の偶数年齢の区民（女性のみ）、乳がん：40歳以上の偶数年齢の区民（女性のみ）							
内容	(1) 検診事業： 対象者に対し個別案内を送付し、ハガキ等で申込受付を行う。受診者に対し受診結果を通知する。要精検者には医療機関での精密検査の受診案内（紹介状）を送付する。 (2) がん予防教室の実施 ①がん検診受診者に対して、がんに対する正しい知識について、看護師から説明する。 ②区内小学校と連携し、児童とその保護者向けに、がんに対する知識及び検診の重要性について、保健所職員が学校に出向いて普及啓発を行う。 (3) がん集団検診、予防教育に関する調査・研究 (4) がん検診従事者の研修（細胞検査士・放射線技師・看護師等）							
経過	平成 2年10月15日 財団法人荒川区がん予防センター設立 平成12年 4月 1日 組織改正により保健衛生部庶務課から保健福祉部保健福祉計画課へ事務移管 平成18年 3月31日 財団法人荒川区がん予防センター廃止 平成18年 4月 1日 組織改正により健康部健康推進課の所管となる。 平成28年 4月 1日 組織改正により健康部保健予防課の所管となる。 平成21年度 国の方針により女性特有がん検診の事業化を図る。 平成26年度 がん検診推進事業から働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業へ変更 対象者は、検診対象年齢に達した者（子宮頸がん：20歳、乳がん：40歳） 平成27年度 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業へ変更 平成29年度 胃がん内視鏡検診を開始							
必要性	日本人の死因の第一位であるがんの早期発見及び予防のため、がん検診やがん予防教育は必要不可欠である。また、がん検診を通じて区民の生活習慣の見直し等自分自身の意識や行動の変容につながり、自らが行う健康づくりのきっかけとなるため必要性は高い。							
実施方法	☐ 2一部委託 ☐ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 平成17年度まで財団法人荒川区がん予防センターに全て委託して実施。 平成18年度から区の事業として実施。一部を医師会に委託。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	受診率（胃・男性）（％）	17	15.8	6.2	11	25	受診者数／対象人口
	②	受診率（胃・女性）（％）	19	17.4	6.6	12	25	受診者数／対象人口
③	受診率（肺・男性）（％）	16.4	16.4	6.6	11	25	受診者数／対象人口	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
重点的に推進		重点的に推進		がん予防とがんの早期発見により、区民の健康づくりを推進するため優先度の高い事業であるため、重点的に推進する。				

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		325,799	197,990	305,872	247,538	261,283	290,392	296,105
決算額（3年度は見込み）		239,942	184,515	268,772	235,235	243,487	212,755	296,105
実績 の 推 移	事項名（3年度は見込み）	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	がん検診受診者数	61,153	61,010	60,204	60,779	59,820	40,102	50,000
	要精検者数	2,825	2,752	2,383	2,144	2,020	1,455	1,700
	精密検査受診者数	2,306	2,235	1,911	1,759	1,572	949	1,000
	がん発見者数	81	94	67	96	73	35	50

予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤職員	9,435	報酬	会計年度任用職員	14,620	報酬	会計年度任用職員	15,367
共済費	非常勤職員社会保険料	1,401	共済費	非常勤職員社会保険料	1,654	共済費	非常勤職員社会保険料	1,663
賃金	雇上げ看護師等	7,400	報償費	精密検査結果報告書文書料等	3,191	報償費	精密検査結果報告書文書料等	5,065
報償費	精密検査結果報告書文書料等	2,500	需用費	印刷製本、消耗品等	10,159	需用費	印刷製本、消耗品等	29,026
需用費	印刷製本、消耗品等	17,952	役務費	郵便料等	15,394	役務費	郵便料等	22,461
役務費	郵便料等	18,662	委託料	システム保守委託等	155,901	委託料	システム保守委託等	209,078
委託料	システム保守委託等	182,715	使用料	検診衣使用料等	8,966	使用料	検診衣使用料等	9,284

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			元年度	2年度	差額	勘定科目			元年度	2年度	差額
	行政費用	給与と関係費	130,796	125,512	▲ 5,284	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	229,773	190,458	▲ 39,315		国庫支出金	5,160	4,411	▲ 749		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	3,236	2,985	▲ 251		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	2,878	3,785	907		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	16,990	16,706	▲ 284		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	8,396	7,396	▲ 1,000		
		賞与・退職給与引当金繰入額	20,871	15,013	▲ 5,858		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 392,912	▲ 344,078	48,834		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)	401,308	351,474	▲ 49,834	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 392,912	▲ 344,078	48,834				
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 392,912	▲ 344,078	48,834					

備考	行政費用では、新型コロナウイルス感染症の流行急性期に検診事業を一時中止していたことから、各費用が減少した。実施費用減少により行政収入の補助金収入も減少した。
----	--

問題	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、受診者が減少していることから、受診者を増やす取組が必要である。
----	--

問題点・課題の改善策

問題点・課題の改善策				
	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容	
①	受診率向上のための普及啓発方法等 を検討する。	新型コロナウイルス感染症により一 時事業中断したが、対策をとりなが ら検診を再開した。	新型コロナウイルス感染症の影響 を鑑みた上で、啓発方法を検討す る。	
②	がん検診システムの機器更改を進め る。	がん検診システムの機器更改を、開 始した。	がん検診システムの機器更改を完 了させる。	
③				

他区の実 施状況	(実施 22 区		未実施 0 区		不明 0 区)	

況 (要旨)	令和2年予算特別委員会「女性向けがん検診の検診率向上・女性医師を増やす方策について」、「成人式での普及啓発について」 令和元年度11月会議「乳がん検診率向上のための土日等の実施について」 令和元年決算特別委員会「子宮頸がん検診でのHPV検査の併用・がんで前教室について」、「前立腺がんのPSA検査導入について」
-----------	--

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-03-15		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	胃がんリスク検査（ABC検診）		部課名	健康部保健予防課		課長名	尾本	
			担当者名	川上		内線	416	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-05-01		胃がんリスク検査（ABC検診）					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 27	（ 2015 ）	年度	根拠				
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	01	青壮年期の健康増進					
目的	区民が自らの胃がんリスクを知ること、胃がんに対する区民の意識の向上と、胃がんによる早世予防のための胃がん検診受診のより一層の促進を目的とする。							
対象者等	年度末時点で、35歳から60歳までの5歳刻みの年齢（35、40、45、50、55、60歳）の区民							
内容	1 検査項目 血液検査により胃の炎症を引き起こすピロリ菌感染の有無を調べる検査（ピロリ菌検査）と胃粘膜の萎縮度を調べる検査（ペプシノゲン検査）を組み合わせ実施することで、胃がんの発症リスクを判断する。 2 実施方法 荒川区医師会に委託し、区内医療機関において実施する。なお、特定健診対象者（40歳以上の国民健康保険加入者及び無保険者）については特定健診受診時に希望者に対して実施する。 3 実施期間 7月1日から11月30日まで 4 周知方法 対象者に対して個別に案内及び受診票を発送する。（特定健診及び無保険者健診対象者に対しては、健診受診票に同封する） 5 費用 自己負担額1,000円。生活保護受給者は無料。							
経過	平成25年2月に慢性胃炎のピロリ菌保菌者に対する薬物治療について、保険診療の対象となる。それにより、胃がんリスク検査の陽性者に対する治療は、原則保険診療可能となった。 平成27年7月に胃がんリスク検査開始。							
必要性	健康増進計画（平成29年度～33年度）の重点目標の1つである「がん対策で早世を減らす」の達成のために実施する必要がある。							
実施方法	☐ 3委託 ☐ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 荒川区医師会に委託して実施する。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	① 受診者数（人）	1,817	1,800	1,445	1,500	1,500	受診者数/対象者数	
	② 受診率（%）	9.7	9.8	8.6	8.8	8.8		
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
推進		推進		ピロリ菌に感染している者を早期発見し、胃がんによる早世予防を目的とする事業であるため、推進する。				

(単位：千円)

問題点・課題

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、受診者が減少したため、検査業務にかかる委託料が減少した。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、受診者が減少していることから、受診者を増やす取組が必要である。

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	医師会との連携を密にして円滑に実施する。	医師会との連携を密にして、コロナ渦も円滑に実施できた。	検査受診をきっかけに健康に意識を向けるよう周知を工夫する。
②			
③			

其他	(实施 11 区	未实施 11 区	不明 0 区)
----	-----------	----------	---------

区の実
施状況

議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	平成25年度予算特別委員会	ピロリ菌検査の追加について
	平成26年度6月会議	胃がん予防対策について（ピロリ菌）
	平成28年度予算特別委員会	胃がん検診について（リスク検査の年齢）
	平成28年度9月会議	胃がんリスク検査の若年層への拡大について
	平成29年度予算特別委員会	胃がんリスク検査の区の見解について